

仰星ニュースレター

# ワンポイント会計基準

## vol. 140 「収益認識に関する会計基準（案）」等の公表について vol. 4

今回は、「収益認識に関する会計基準（案）」等で定められている「原価回収基準」について、ご説明いたします。

一定の期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識します（会計基準第 38 項）。

また履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができる時まで、回収することが見込まれる費用の額で収益を認識します（会計基準第 42 項）。

しかし、会計基準第 42 項の定めにかかわらず、一定の期間にわたり充足される履行義務について、契約の初期段階において、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができない場合には、当該契約の初期段階に収益を認識せず、当該進捗度を合理的に見積もることができる時から収益を認識することができるという代替的な取扱いが認められています（適用指針第 98 項）。

この代替的な取扱いは詳細な予算が編成される前などの契約の初期段階においては、その段階で発生した費用の額に重要性が乏しいと考えられ、当該契約の初期段階に回収することが見込まれる費用の額で収益を認識しないとしても、財務諸表間の比較可能性を大きく損なうものではないと考えられるために認められたものです（適用指針第 152 項）。

建設業を例にとりますと、これまでの工事契約に関する会計基準では工事進行基準と工事完成基準が定められていましたが、基準案及び適用指針案では上記会計基準第 42 項の原価回収基準も追加されました。ただし、契約の初期段階における代替的取扱いも認められており、実務への配慮がなされています。